

事業所における自己評価結果への対応

八尾市立障害者総合福祉センター(児童発達支援)

	チェック項目	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標	
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	アットホームな雰囲気です。	居心地の良い空間になるように努めていきます。
	2	職員の配置数は適切である	基準を満たすように保育士資格所持者中心に配置しています。	今後もよりよいかかわりができるように努めていきます。
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	身体を動かしたりリラックスするスペース、取り組みを行うスペースなど分けています。センター全体の設備には点字案内やガイドなど設置しています。	
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	清掃、消毒を毎日行っています。	居心地の良い空間になるように努めていきます。
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	委員会活動を行い職員全体で取り組んでいます。	
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている		年1回実施し改善できるところから取り組むよう努めています。
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	ホームページに公表しています。	今後周知に努めます。
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	大阪府社会福祉協議会による第三者評価を受審しました。	
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	児童発達支援管理責任者研修等外部研修を受けたり、館内研修を行ったりしています。	
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	保護者の方に聞き取った内容を反映できるように努めています。	
	11	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	センター内で共通のアセスメントシートを使用しています。	
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	児童発達支援管理責任者を中心に、児童発達支援計画を作成しています。	
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	計画に沿って支援できるように努めています。	
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	担当でアイデアを出し合いながら実施しています。	
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	同じ壁面制作でも季節や素材を変えるなどして工夫しています。	
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	お子さんの興味関心や状況に合わせて組み合わせ支援するように計画を考えています。	

	チェック項目	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標	
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	当日朝礼をして各部署の情報の交換は行っています。一人ひとりの利用者に対する報告や共有は勤務シフトの都合で翌日になることもありますが、必ず実施しています。	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	当日夕礼をして各部署の情報の交換は行っています。一人ひとりの利用者に対する報告や共有は勤務シフトの都合で翌日になることもありますが、必ず実施しています。	
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	個別に記録を毎日残しています。	
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	計画見直しの時期に会議を行い見直しています。	
関係機関や保護者との連携関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	担当者会議の開催自体が多くありませんが、主任、フロア責任者や看護職員等、状況を把握している者が参加しています。	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	保護者を通じて連携したり、ケース会議等で連携をとることがあります。	
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	保護者を通じて連携したり、保健所や障害福祉課と連携を取り合っています。また地域自立支援協議会の障がい児支援部会等でも連携を行っています。	
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	保護者を通じて連携しています。	
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	いちよう学園、しょうとく園はじめ、保育所、認定こども園にも訪問し送迎についてや支援内容など共有しています。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	通学予定の学校に訪問し送迎についてやご本人の様子など情報交換、連携しています。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	保護者を通じて連携したり、直接お伺いしてお子さんの様子を見学したり情報共有を行っています。地域自立支援協議会の障がい児支援部会等でも連携を行っています。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある		センター隣の公園に遊びに来た子どもたちと紙芝居等を通じて交流する機会をつくる計画です(令和2年度は感染予防のため中止)
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	自立支援協議会の障がい児支援部会では世話人を引き受け積極的に活動しています。	自立支援協議会の他の部会にも参加していく計画です。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	連絡帳や電話にて、状況報告や連絡を行っています。	
31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	ご家族向け研修というかたちでは行っておりませんが、声かけの方法やアドバイスなどはその都度お伝えさせていただくよう努めています。	ペアレントトレーニングについての研修に参加するなどして知識を得て支援に生かせるようにしていきます。	
32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	契約時に重要事項説明書(=運営規程の内容)や料金について説明しています。		
33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	児童発達支援管理責任者を中心に、児童発達支援計画を作成し保護者の方に同意を得て支援を行います。		

	チェック項目	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標	
保護者への説明責任等	34	定期的な、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	声かけの方法やアドバイスなどはその都度お伝えさせていただきよう努めています。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している		
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	重要事項説明書に相談窓口の連絡先を記載し、契約時に説明しています。	
	37	定期的な会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	センター全体の広報誌やホームページにて全体の行事として紹介を行っています。	デイ新聞を年4回程度発行する計画です。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	個人情報の使用同意を得てその範囲で注意し取り扱っています。	
	39	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	お子さんには絵カードなどわかりやすくするための工夫を行い、保護者の方とは必要時に連絡帳や電話にて状況説明をするように努めています。	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		センター隣の公園に遊びに来た子どもたちと紙芝居等を通じて交流する機会をつくる計画です(令和2年度は感染予防のため中止)
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	防犯については24時間警備員常駐です。感染症については流行時等にお知らせで注意を呼び掛けています。	各マニュアルは策定しておりますが今後概要を配布できるようにします。行動障がいについての対応も再度まとめていく予定です。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている		防災訓練など計画をたてて実施していきます。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	保護者の方に、薬事情報やてんかん発作時の対応について確認しています。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	医師の指示を保護者を通じて確認し食事箋にて対応しています。	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	委員会のうちのひとつ、安全管理委員会できりまとめて事業所内でのヒヤリハットを回覧しています。	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている		虐待防止研修の伝達研修を行う計画です。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	身体拘束の排除方針を策定し業務マニュアルに掲載しています。	